# 上小阿仁村
# 施策（補助金等）一覧

令和7年度版

※ 移住定住に関するもの

（令和7年6月26日現在）

上小阿仁村　施策（補助金等）一覧

（令和７年６月26日現在）

| 課名 | 地域活性 | 移住定住 | 子育て | 仕事支援 | 就農支援 | 高齢者 | その他 | 事業等の名称等 | 主な内容 | 条例・要綱の施行日<br>最終改正日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務課 | | ○ | | | | | | 上小阿仁村空き家情報登録制度要綱 | ◆趣旨・目的等<br>村内の空き家を有効活用して、定住促進と地域の活性化を図る。<br>◆概要<br>上小阿仁村内に存する空き家に関する登録及び空き家の利用を希望する者に関する登録を通して、空き家登録者及び利用希望者に対しホームページにより情報提供を行う。<br>村は情報提供のみ行い、実際の貸借及び売買は当事者間の交渉による。 | H21.04.01施行 |
| 総務課 | | ○ | | | | | | 上小阿仁村あきた結婚支援センター入会登録料助成事業交付要綱 | ◆趣旨・目的等<br>村在住の独身男女の出会いと結婚に資する。<br>◆助成金の額等<br>あきた結婚支援センター登録料（登録から2年間有効）の全額。<br>手続きは、あきた結婚支援センター（北センター）が行い、入会者の実質負担はない。 | H27.07.01施行<br>R03.08.24改正 |
| 総務課 | | ○ | | | | | | 上小阿仁村結婚新生活支援補助金交付要綱 | ◆趣旨・目的等<br>婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資する。<br>◆対象<br>・新婚世帯　令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届けを提出し受理された夫婦。<br>・住居費　婚姻に伴い新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、リフォーム費、賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む)、共益費及び仲介手数料。ただし、勤務先からの住宅手当を除く。<br>・引越費用　婚姻を機に村に転入し、又は村内で転居する際に要した費用のうち引越業者又は運送業者への支払に係る実費。<br>◆補助金の額等<br>上記対象経費の額。上限額60万円。 | H29.04.01施行<br>R07.03.24改正 |

上小阿仁村　施策（補助金等）一覧

（令和７年６月26日現在）

| 課名 | 地域活性 | 移住定住 | 子育て | 仕事支援 | 就農支援 | 高齢者 | その他 | 事業等の名称等 | 主な内容 | 条例・要綱の施行日<br>最終改正日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務課 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | 上小阿仁村集住型宿泊交流施設設置条例 | ◆趣旨・目的等<br>　地域の恵まれたし自然、歴史、産業等の地域資源を活用し、多様な世代の人々が集い交流し、体験及び研修を通じて地域の活性化に寄与するとともに、移住を目的とした滞在宿泊及び冬期滞在、地域への集住化を図る。<br>◆施設の内容<br>　村営アパートと宿泊交流施設を併設。<br>◆施設の区分、使用料等<br>・短期滞在居室　1泊3,000円（1か月に連泊する場合の上限が40,000円）<br>　1か月40,000円（短期滞在の上限は1か月。冬期滞在は11月から4月までの6か月）<br>・大部屋Ａ、Ｂ　半日（4時間以内）1,000円、全日（4時間超）2,000円、<br>　1泊（宿泊を伴う場合）5,000円<br>・会議室Ａ　半日（4時間以内）500円、全日（4時間超）1,000円<br>・会議室Ｂ　半日（4時間以内）300円、全日（4時間超）600円<br>・調理場　半日（4時間以内）400円、全日（4時間超）800円<br>・レンタルルーム（光熱水費別）　1か月30,000円（1日の利用は1,000円）<br>・村営アパート（光熱水費別）　1か月30,000円（敷金3か月分）<br>※短期滞在居室及び大部屋の宿泊にかかる寝具類の料金は別。実費とする。 | H30.04.01施行<br>R03.03.16改正 |
| 総務課 | | ○ | | | | | | 秋田県移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱 | ◆趣旨・目的等<br>　あきた未来総合戦略（秋田県まち・ひと・しごと創生総合戦略）及び上小阿仁村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資する。<br>◆対象者<br>　東京23区在住者又は東京圏から23区内に通勤する方で、村に転入し、県内のマッチング支援対象法人に正規就職した方等。（その他の規定要件を満たす者）<br>◆支援金の額等<br>・世帯（家族）で移住の場合　100万円。18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算。<br>・単身で移住の場合　60万円<br>◆支援金の返還<br>　3年未満で転出した場合は全額返還。1年以内に職を辞した場合は全額返還。3年以上5年以内に転出した場合は半額返還。 | H31.04.01施行<br>R05.04.01改正<br>R06.04.01改正 |

上小阿仁村　施策（補助金等）一覧

（令和７年６月26日現在）

| 課名 | 地域活性 | 移住定住 | 子育て | 仕事支援 | 就農支援 | 高齢者 | その他 | 事業等の名称等 | 主な内容 | 条例・要綱の施行日<br>最終改正日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務課 | | ○ | | | | | | 上小阿仁村移住定住奨励金交付要綱 | ◆趣旨・目的等<br>村への移住・定住の促進を図る。<br>◆対象者<br>以下の要件を満たす方。<br>（1）村に転入した。<br>（2）村外に1年以上居住しており、かつ1年以上村に住む意思を有している。<br>（3）過去に、この奨励金の交付を受けたことがない。<br>（4）社会福祉施設、又は介護保険施設への入所を目的とした転入者でない。<br>（5）転入しようとする世帯が村税等を滞納していない。<br>◆奨励金の額等<br>（1）転入者1人につき10万円。<br>（2）16歳未満は（1）の額に20万円を加算。ただし、義務教育課程にある者は、村の学校又は県立の特別支援学校に入学、又は転入する者に限る。 | R04.03.15施行 |
| 教育委員会 | | ○ | ○ | | | | | 上小阿仁村奨学資金返還支援助成金要綱 | ◆趣旨・目的等<br>上小阿仁村奨学資金貸与条例に基づき貸与された奨学資金を返還している者に、返還の一部を助成することで、人材の確保と定住促進を図る。<br>◆対象<br>次のいずれにも該当する者。<br>（1）村内に住民登録し、現に居住し就労している者<br>（2）当該年度の返還すべき奨学資金を滞りなく返還している者<br>（3）本人又はその世帯において、上小阿仁村に納付すべき村税等を滞納していない者<br>◆助成金の額<br>（1）指定する国家資格取得者で、当該資格に基づき就労している者　2/3<br>（2）（1）以外の就労している者　1/2<br>（3）高等学校で貸与を受けた者　10/10<br>◆助成金の交付期間等<br>助成の対象となった最初の月から、奨学資金貸与条例に規定する償還期間内とする。 | H27.10.01施行<br>H28.03.11改正 |
| 住民福祉課 | | ○ | ○ | | | ○ | | 上小阿仁村エアコン購入費補助金交付要綱 | ◆趣旨・目的等<br>住宅における熱中症等による事故を未然に防ぎ、住民の安全かつ安心な生活を支援し、健康維持を図る。<br>◆補助対象者<br>村に住民登録し現に居住している者で、村内に所在する自己の居住の用に供する部分を有する専用住宅又は併用住宅に、新たにエアコンを購入し設置する者等。<br>◆対象経費<br>エアコンの購入費及び設置費。（中古品は除く）<br>◆補助金の額<br>対象経費の1/2以内の額で1,000円未満の端数切捨て。上限額10万円。1世帯1台限り。 | R06.08.01施行 |

上小阿仁村　施策（補助金等）一覧　　（令和７年６月26日現在）

| 課名 | 地域活性 | 移住定住 | 子育て | 仕事支援 | 就農支援 | 高齢者 | その他 | 事業等の名称等 | 主な内容 | 条例・要綱の施行日<br>最終改正日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務課 | | ○ | | | | | | 上小阿仁村後継者結婚祝金交付要綱 | ◆趣旨・目的等<br>村の将来を担う後継者の結婚を祝福する。<br>◆後継者の定義<br>村内に居住し、住民基本台帳に登録され、将来とも居住すると見込まれる者。<br>◆祝金の額等<br>婚姻の届出をした後継者に、1回に限り20万円。国際結婚等の結婚事情を考慮した場合30万円。 | H01.04.01施行<br>R04.03.31改正 |
| 産業課 | | ○ | | ○ | | | | 上小阿仁村新規雇用拡大等支援給付金交付要綱 | ◆趣旨・目的等<br>村内の事業所において、担い手の育成及び地域産業の振興を図る。<br>◆支給対象<br>申請日現在で村税等に滞納がない者で、次に掲げる要件に該当する者。ただし、国及び地方公共団体の機関を除く。<br>事業主においては(1)の従業員が上小阿仁村工場新設並びに増設の奨励に関する条例による奨励措置の適用を受けていない者であること。<br>（1）村内に事業所を有し、新たに従業員（社会保険加入の正規雇用者で期間に定めのない雇用契約をしている者で退職金制度に加入している者）を雇用した事業主及びその従業員を対象とする。<br>（2）主たる業種が医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、郵便局、協同組合、政治・経済・文化団体、宗教でない者<br>◆給付金の額<br>・事業主への給付<br>(1)の従業員を1年以上雇用した場合　従業員1人につき年額20万円、村内居住の場合は1人につき年額30万円を3年間支給。年度途中で雇用した場合は月割りで算定。<br>・新たに事業所を設置した場合は50万円を支給する（新たに対象となる従業員を雇用した場合に限る）。<br>・新たに雇用された村内居住の従業員への支給<br>月額25,000円を3年間支給する。 | R05.12.07施行 |
| 産業課 | ○ | ○ | | | | | | 上小阿仁村交流宿泊等誘致事業費補助金交付要綱 | ◆趣旨・目的等<br>村内で合宿又は農林業体験・視察・研修等を行う団体又は個人に対し、費用の一部を補助することで、交流人口の拡大を図り、観光産業の振興に資する。<br>◆補助対象<br>合宿又は農林業体験・視察・研修等を行う団体又は個人。<br>◆対象事業<br>（1）村が事業主体となる合宿等で、参加者が1日以上宿泊するもの。<br>（2）その他の事業主体が行う合宿等で、参加者が5名以上で1日以上宿泊するもの。<br>◆補助金の額<br>・宿泊に係る補助金は、1人1泊当たり宿泊費の1/2の額。上限額3千円。ただし公共施設の宿泊を除く。<br>年度内の上限額は団体30万円。個人5万円。<br>・交通費に係る補助金は、1人1往復当たり交通費の1/2の額。上限額1万円。 | H30.04.01施行 |

上小阿仁村　施策（補助金等）一覧　　（令和７年６月26日現在）

| 課名 | 地域活性 | 移住定住 | 子育て | 仕事支援 | 就農支援 | 高齢者 | その他 | 事業等の名称等 | 主な内容 | 条例・要綱の施行日<br>最終改正日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 建設課 | | ○ | ○ | | | | ○ | 上小阿仁村住宅リフォーム事業補助金交付要綱 | ◆趣旨・目的等<br>　持家住宅等の増改築やリフォーム工事を行う者に補助金を交付することで、住宅投資の波及効果による村内経済の活性化を図るとともに、既存住宅の耐久性・耐震性の向上、省エネ・省CO2対策など、村民が安全・安心で快適な生活が営めるよう居住環境の質の向上を図る。<br>◆補助対象工事<br>　村内の住宅に係るリフォーム等工事に要する費用が50万円以上の工事で、村内に本店を有する建設業者等が施工するもの。<br>◆補助金の額<br>　補助金は、令和5年度以降、上限額に達するか否かを問わず、1住宅につき1回のみの交付とする。<br>（1）一般世帯（持家）<br>　対象事業費の1/10の額。上限額20万円。<br>（2）子育て世帯（持家）<br>　同居の子どもが2人以下　対象事業費の2/10の額。上限額30万円。<br>　同居の子どもが3人以上　対象事業費の2/10の額。上限額50万円。<br>（3）子育て世帯（空き家）※補助金申請の年度又は前年度に購入若しくは譲渡を受けた住宅<br>　対象事業費の3/10の額。上限額60万円。 | R05.04.01施行 |
| 建設課 | | ○ | ○ | | | | ○ | 上小阿仁村新築住宅等補助金交付要綱 | ◆趣旨・目的等<br>　村内に居住目的で住宅を新築した者に対し補助金を交付し、村の定住人口の確保と増加を図る。<br>◆補助対象者<br>　村内の土地に住宅を新築した者を補助対象者とする。新築住宅の名義人が複数の場合は、代表者1名とすることができる。<br>◆補助対象住宅<br>　村内に新築した住宅で建築基準法の基準を満たしているもの。<br>　別荘等一時的に使用するもの及びアパートなど、賃貸を目的としているものは除く。<br>◆補助金の額<br>（1）新築工事に係る経費分<br>・村内業者が施工した場合<br>　自己資金の1/2の額で1,000円未満の端数切捨て。上限額200万円。<br>・村内業者でない者が施工した場合<br>　自己資金の1/2の額で1,000円未満の端数切捨て。上限額50万円。<br>（2）不動産取得税分<br>　新築住宅に係る不動産取得税相当額で1,000円未満の端数切捨て。 | R06.04.01施行 |

上小阿仁村　施策（補助金等）一覧

（令和７年６月26日現在）

| 課名 | 地域活性 | 移住定住 | 子育て | 仕事支援 | 就農支援 | 高齢者 | その他 | 事業等の名称等 | 主な内容 | 条例・要綱の施行日<br>最終改正日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 建設課 | | ○ | | | | | ○ | 公共下水道事業に伴う宅地内配管工事に対する補助金交付要綱 | ◆趣旨・目的等<br>公共下水道事業に伴う宅地内配管工事に要する工事の一部を助成し、生活環境の改善と公共下水道事業の普及促進を図る。<br>◆補助金額<br>（1）宅地内配管工事を実施した住宅及び事業所等1戸当たり　2万円<br>（2）宅地内配管工事に伴う制度資金の融資を受けた場合　年1%の利子補給。1戸当たり30万円を超える融資額の場合は、30万円で計算した金額を上限とする。 | H13.04.01施行<br>H22.03.25改正 |